

○農林水産省告示第七十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十二の規定に基づき、平成二十一年十月二十日農林水産省告示第四百七十二号（ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣 山本 有二

一 中「ヒロセレウス・ウンダーツス」の下に「及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種」を加える。